



報道関係者各位

令和2年4月27日

【照会先】神奈川県労働局雇用環境・均等部

企画課長 安部 昭彦

課長補佐 児玉 満

(電話) 045-211-7357

中小企業・小規模事業者の皆さまのお悩みをサポートします！

～「神奈川県働き方改革推進支援センター」御案内～

神奈川県労働局（局長 園田 宝）では、「働き方改革」に取り組む中小企業の皆様の支援するためのワンストップ相談窓口として、「神奈川県働き方改革推進支援センター」を開設しています。

労働時間の上限規制など働き方改革関連法による改正法が昨年4月から順次施行されています。36協定の締結、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係の助成金の活用などについて、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家が無料で御相談に応じます。働き方改革に取り組む企業の皆さま、どうぞ御利用ください。

神奈川県働き方改革推進支援センター

相談無料

1 場所

〒231-0015

神奈川県横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6F

2 連絡先

TEL:0120-910-090 FAX:0120-971-030

MAIL:hatarakikata@mb.langate.co.jp

3 受付時間 平日9:00～17:00

4 支援内容

(1) 電話・メール・来所による相談

時間外労働の削減、非正規雇用労働者の処遇改善や労働時間管理のノウハウ、賃金制度等の見直しなど、労務管理に関する一般的な相談に応じます。

(2) コンサルティング

労務管理、企業経営等の専門家が企業を個別訪問し、就業規則の見直し、労働時間短縮、賃金引上げに向けた生産性向上に関するコンサルティングを行います。

(3) 出張相談会の実施や、働き方改革に関するセミナーを開催します。

<添付資料>

- ・別添1 神奈川県働き方改革推進支援センターの御案内（裏面に事例集あり）
- ・別添2 神奈川県働き方改革推進支援センターのリーフレット

「神奈川働き方改革推進支援センター」 の御案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料で御相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【神奈川働き方改革推進支援センター】

ランゲート株式会社受託

電話：0120-910-090

FAX：0120-971-030

住所：横浜市中区尾上町5-77-2馬車道ウエストビル6階

【専用メール】 hatarakikata@mb.langate.co.jp

【受付時間】 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

お問合せや
御相談は
こちらまで

- ▶ 御希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶ 出張相談会・セミナーも開催いたしますので御活用ください。

働き方改革全般について、様々な御相談を受け付けます！

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からの
御連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇を見直したい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

どうぞお気軽に、
御相談ください。

など



企業訪問による具体的な支援事例

事例①（生産性向上による賃金引上げ）

○従業員 7名
○業種 小売業

【支援前の状況】

省エネ効果が低く、陳列スペースの小さい冷凍陳列棚を野菜の陳列棚として使用していたため、夏場は排出する暖気で店内の温度が上昇したり、頻繁に棚だしをする必要があるなど、管理に苦心していた。

【専門家(社会保険労務士)の助言内容】

①陳列棚管理の合理化

省エネ効果の高い冷凍陳列棚の導入により、省エネ効果や陳列に係る効率化を促し、業務改善を図ることで賃金引上げに結び付けてはどうか提案。

②助成金の活用に向けた助言

生産性向上の観点から、設備投資にかかった費用を助成する業務改善助成金の申請手続きを紹介。

【支援後の効果】

・業務改善助成金を活用し、最新の野菜専用の大型冷蔵庫を導入して業務改善を図り、賃金を引き上げた。また、これを機に、就業規則が整備された。

事例②（限定正社員の創設）

○従業員 60名
○業種 サービス業

【支援前の状況】

正社員からワークライフバランスの観点で①勤務地限定、②職務限定、③短時間勤務という形態で、限定正社員になりたいという要望があった。技能レベルが高い人も多く、限定正社員制度導入より人材を確保したい。

【専門家(社会保険労務士)の助言内容】

①限定正社員制度を導入し、多様な働き方の確保を助言

優秀な人材を確保するため、限定正社員に係る就業規則を整備することを提案。

②賃金規程の変更

パートタイム・有期雇用労働法の施行を見据え、基本給や通勤手当をはじめとする各種手当の整備を提案。

【支援後の効果】

・限定正社員制度の導入により、2名が限定正社員へ転換し、新たに育児を抱える女性1名の採用につながり、貴重な人材を確保することができた。

働き方 改革

を支援
します！



以下の対応はお済みですか！？

- 時間外労働を行うにはサブロク (36) 協定が必要です。
※ 36協定届の様式が新しくなりました。
- 労働契約を締結する際は労働者に対して、労働条件を書面等で交付する必要があります。
- 労働者 10 名以上の場合、就業規則の作成、届出が必要です。
- 賃金台帳、労働者名簿などを作成・保存する必要があります。
- 非正規労働者の方を雇っている場合は、正社員の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。

ご都合に合わせた
相談方法が選べる！

働き方改革の推進に向けて、中小企業・小規模事業者等を中心に就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等について働き方改革に取り組む事業主の皆様へ助言・提案などの相談支援を行います。

相談方法

- ① 電話・メール
- ② センター来所
- ③ 出張相談会
- ④ 企業訪問

神奈川働き方改革推進支援センター

受付時間 平日9:00~17:00

TEL: 0120-910-090

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6F

MAIL: hatarakikata@mb.langate.co.jp

FAX: 0120-971-030

http:// 神奈川働き方改革推進支援センター .site

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください

神奈川 働き方改革

検索



年次有給休暇の 時季指定

大企業・中小企業とも 2019年4月～

時間外労働の 上限規制

大企業：2019年4月～／中小企業：2020年4月～

同一労働同一賃金

2020年4月～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の運用は、2021年4月1日～

年次有給休暇の時季指定とは

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

時間外労働の上限規制とは

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

同一労働同一賃金とは

正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。



個別訪問申込書 FAX：0120-971-030



WEB相談フォームはこちら ▶

神奈川県働き方改革推進支援センター 宛

<http://神奈川県働き方改革推進支援センター.site/mail.html>

事業場名				ご担当者 氏名		
所在地	〒 -					
連絡先	電話			E-MAIL		
訪問 希望日	・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。					
相談内容 ✓をお付け 下さい	<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け <input type="checkbox"/> 高度プロフェッショナル制度 <input type="checkbox"/> 賃金制度全般 <input type="checkbox"/> 36協定 <input type="checkbox"/> 各種助成金の活用 <input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	<input type="checkbox"/> 非正規労働者の待遇改善 <input type="checkbox"/> 人手不足 <input type="checkbox"/> 最低賃金制度 <input type="checkbox"/> 無期転換制度 <input type="checkbox"/> 生産性向上への対応 <input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し					

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和2年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について 同意する（チェックしてください）